

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 鈴鹿市（以下「甲」という。）とイオン株式会社中部カンパニー北勢事業部（以下「乙」という。）とは、鈴鹿市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙の鈴鹿ベルシティ店及び白子店（以下「乙の支店」という。）に規定する支店が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が鈴鹿市災害対策本部を設置し、乙の支店に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が供給生活物資を必要とするときには、甲は、乙の支店に対して乙の支店の取引商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙の支店は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙の支店に要請する災害時の応急生活物資の内容は、予め甲乙協議して定めしておくものとする。

2 乙の支店は、甲の要請があったときは、前項により定めた応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙の支店に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙の支店は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の支店の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙の支店に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条および第7条の規定により乙の支店が供給した商品の対価および乙の支店が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙の支店が取扱商品の優先供給および運搬終了後、乙の支店の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙の支店は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

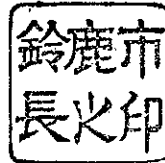
平成18年 8月 3日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

川岸光男



乙 愛知県名古屋市中区錦2-4-160 ハザマビル

イオン株式会社中部カンパニー北勢事業部

事業部長

高橋晋

